（航行支援技術高度化企画室及び航空灯火・電気技術室並びに交通管制機械設備調整官並びに技術管理センター）

第百三十一条　（略）

2～6　（略）

7　技術管理センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空保安用電気通信施設及び航空保安施設（昼間障害標識を除く。次号及び第十六項において同じ。）の信頼性の管理に関すること（交通管制企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の設置及び管理に関する技術的な評価に関すること。

8　（略）

9　技術管理センターに、所長、技術管理航空管制技術官、技術管理航空灯火・電気技術官及び技術管理施設運用管理官を置く。

10　技術管理航空管制技術官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の信頼性の管理に関すること（交通管制企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に関すること。

11・12　（略）

13　第十一項に規定するもののほか、技術管理航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席技術管理航空管制技術官とする。

14　（略）

15　技術管理航空灯火・電気技術官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　航空灯火その他の電気施設（航空保安用電気通信施設を除く。次号において同じ。）の信頼性の管理に関すること。

二　航空灯火その他の電気施設の設置及び管理に関する技術的な評価に関すること。

16　技術管理施設運用管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の用に供する機械施設の信頼性の管理に関すること。

二　航空保安用電気通信施設及び航空保安施設の用に供する機械施設の設置及び管理に関する技術的な評価に関すること。

17　技術管理航空灯火・電気技術官及び技術管理施設運用管理官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任技術管理航空灯火・電気技術官とする。

18　先任技術管理航空灯火・電気技術官は、技術管理航空灯火・電気技術官及び技術管理施設運用管理官の所掌に属する事務を管理する。

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官百八十五人以内を置く。

2　（略）

（航行支援技術高度化企画室及び航空灯火・電気技術室並びに交通管制機械設備調整官並びに技術管理センター）

第百三十一条　（略）

2～6　（略）

7　技術管理センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の信頼性の管理に関すること（交通管制企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関する技術的な評価に関すること。

8　（略）

9　技術管理センターに、所長及び技術管理航空管制技術官を置く。

10　技術管理航空管制技術官は、命を受けて、第四項各号に掲げる事務を分掌する。

（新設）

（新設）

11・12　（略）

13　第八項に規定するもののほか、技術管理航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席技術管理航空管制技術官とする。

14　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官百八十人以内を置く。

2　（略）